

# 性的マイノリティを巡るポリティクス

2000 年前後の日本における新自由主義・新保守主義・フェミニズムとの関係

郭水林

## 1. はじめに

本稿では、日本における新自由主義、新保守主義、フェミニズムとの関係において、性的マイノリティがどのように位置づけられているのかを考察する。上野千鶴子によると、新自由主義と新保守主義、新自由主義とフェミニズムにはそれぞれ親和性があるものの、新保守主義とフェミニズムは対立の関係にある（上野 2013: 25）。また、マサキチトセ（2015: 82-4）は、日本における性的マイノリティの運動と新自由主義の親和性を示唆し警鐘を鳴らしている。しかし、これらの先行研究から、日本の新自由主義、新保守主義、フェミニズムの三者と、性的マイノリティの権利推進運動の関係が明瞭に整理されているとは言い難い。

そこで、本稿では、2000 年前後に新保守主義者が展開したフェミニズムに対するバックラッシュにおいて、性的マイノリティが新保守主義ともフェミニズムとも関係を断たれたことを示した後、ほぼ同時期に新自由主義体制のもと、性的マイノリティの権利推進が公の場で始まったことを述べる。その分析・考察を通し、最終的に 2000 年前後の日本における新自由主義、新保守主義、フェミニズムと、性的マイノリティの権利推進運動の関係を明らかにすることを目標とする。

## 2. 新自由主義・新保守主義・フェミニズムの関係

### （1）新自由主義とは

まず、新自由主義についてデヴィッド・ハーヴェイを参照したい。第二次世界大戦の反省を踏まえ、西側諸国は、1930 年代の破滅的な大恐慌を繰り返さないため国内並びに国際的秩序を形成した。各国は、完全雇用・経済成長・市民の福祉を重視するために経済に介入し、労使間の「階級妥協」を図った。国家間では、国際通貨基金と世界銀行を中心とするブレトンウッズ協定が結ばれ、固定為替相場制のもと安定的な西側自由貿易体制が築かれた。

しかし、1960 年代の終わりから国際経済および国内経済の両方において、資本蓄積の危機が始まった。世界的に、失業率とインフレ率の上昇現象であるスタグフレーションが起こった。税収は減り、社会支出が増したことで財政危機に陥ったのである。特に危機感を覚えたのは世界中の上層階級だった。戦後、上層階級の経済権力が制限され、労働者に再分配される合意が広まっていたが、全体的に経済が成長しているうちは問題ではなかった。しかし、経済成長が止まったり、労働組合の権力が増したり、株や不動産の価格が下落したりすることで、上層階級が経済的脅威を感じるようになった。

その打開策として着目されたのが新自由主義である。それはもともと、第二次世界大戦後

にオーストリアのフリードリヒ・フォン・ハイエクを中心に集まった、経済学、歴史学、哲学の研究者たちが唱え始めた。研究者たちは、個人的自由の理念に忠実であることをもって、ヨーロッパの伝統的な意味での「自由主義者」を名乗った。特徴的なのは、国家の決定が、労働組合や環境派やロビー団体といった利益集団に左右されるため間違う運命にあるという理由で、国家による経済への介入や統制を拒絶したことである。経済的な政策として自由市場原理を信奉していた。その思想が脚光を浴び始めたのは各国の経済が行き詰まりを見せ始めた 1970 年代からで、シカゴ大学のミルトン・フリードマンを筆頭にアカデミズムで影響力を広めた。

1979 年、イギリスでマーガレット・サッチャーが首相に任命された。サッチャーは福祉国家体制との決別を宣言し、新自由主義的政策、つまり労働組合に代表される社会的連帯への攻撃・福祉政策の縮減・民営化・減税・企業家の優遇・外国（特に日本）からの投資をしやすくするためのビジネス環境の整備を実行した。1980 年にはアメリカでロナルド・レーガンが大統領に当選し、規制緩和・減税・予算削減・労働組合や職業団体への攻撃を同じく実施した。こういった一連の政策により、グローバル大企業は独占を強め、上層階級の経済権力が回復へと向かった。

さらに、アメリカをはじめとする先進資本主義国は、IMF と世界銀行を通じて国際金融市場の自由化を進め、発展途上国に積極的に貸付を行った。そして、債務危機に陥ったタイミングで相手国に新自由主義的政策への転換を迫り、人々の福祉を削減する代わりに債務を返済させ、自国企業の進出を認めさせた。結果的に、先進資本主義国に他国から莫大な利益が流れ込み、その恩恵を受けた上層階級の権力はさらに増すこととなった。

新自由主義は理念と実践においてしばしば矛盾をきたす。例えば、それは個人あるいは企業活動の自由を重視するため、国家権力による介入に反対するが、私的所有・個人の自由・企業活動の自由を守るために強権が発動されることは厭わない(Harvey 2005=2007: 21-34)。この矛盾を踏まえ、渡辺治は、新自由主義を「イデオロギーではなく、グローバル企業の競争力の回復のため、それを妨害する既存の政治制度の全面的改変をめざす運動と体制であり、市場優位の制度を導入するために強力な国家介入をいとわないと定義」(渡辺 2007: 294) している。

では、新自由主義の果実にあずかれるのは一部の国家ならびに階級だけであるにも関わらず、なぜそれが世界規模で多くの層から同意を得られたのかと、ハーヴェイは問う。1970 年代のチリやアルゼンチンといった軍事力を背景とした強制はともかく、イギリスやアメリカは、「民主的な」選挙によって合意形成がとられている。その大きな理由の一つは「自由」という言葉が前面に押し出されるところにあり、そのことで階級権力の回復という側面は見えにくくなる。さらに、1968 年、カリフォルニア、パリ、ベルリン、バンコクといった世界規模で、反戦、環境保護、公民権、ジェンダー・セクシュアリティを巡る問題の解決などを求める運動が起こった。これらの左翼運動は、個人の自由と社会的公正を掲げたが、その二者が対立する場面で有効な解決策を打ち出すことはできなかった。そして、前者を重視する集団や運動が新自由主義への同意に調達された。以降、新自由主義が大衆の「常識」として内面化されるまでの政治的・社会的プロセスは国ごとに異なるものの、個人的自由という言葉が大きな役割を果たしたことは共通している (Harvey 2005=2007: 60-4)。

新自由主義のもとで生きるには、多かれ少なかれ、資本蓄積に必要な権利群を受け入れざるを得ない。特に優先されるのは(自分自身の身体を含む)私的所有の権利と利潤原理であ

る。ほかに奨励される美德は、個人の責任と義務、国家の不干渉、市場における機会の平等と法の前での機会の平等、イニシアティブと企業努力への報酬などである。こうした権利体系は、それがなければ、世界中の人々の生活水準が悪化するという言葉とともに刷り込まれ、それに従う限り、終わりなき資本蓄積と経済成長を求めるしかなくなる（Harvey 2005=2007: 248-9）。

個人の自由と責任が強調されることで、個人の失敗の原因は、社会的システムの欠陥ではなく、企業的美徳の欠如や能力・努力不足に帰される（Harvey 2005=2007: 95-6）。失敗の救済措置として、個人の「権利」を基に裁判を起こすことが推奨されるが、裁判へアクセスできるリソースに既に差があるため、結局、司法ですら不平等を解消することには寄与しない。また裁判だけではなく、弱者保護の NGO も活発化する。NGO は国家が手を引いた福祉分野に進出し、場合によっては国家による福祉政策削減を促進する（Harvey 2005=2007: 243-4）。

## （2）新自由主義と新保守主義・フェミニズムの関係

ハーヴェイによると、経済格差の拡大と連帯の欠如は、「個人的利益のカオス」という一種のアノミー状態をつくり出す。アノミー状態における社会不安に対し、新保守主義は、秩序と道徳を唱え台頭してくる（Harvey 2005=2007: 115）。ハーヴェイを踏まえつつ、渡辺は、新保守主義を「開発や成長さらにはグローバリゼーションにより失われた家族や地域などの共同体の再建を目指すイデオロギーと運動」（渡辺 2007: 322）と定義づけている。程度の差はあれ、新保守主義は、反成長・反個人主義・反自由主義の要素をもち社会的統合の規範的再建を主張するため、現代社会において主流イデオロギーにはなりえないものの、新自由主義による社会的統合の破綻を回避するうえで一定の役割を果たすため、新自由主義の補完といえる（渡辺 2007: 322）。

渡辺によると、日本の新自由主義と新保守主義の関係は、いくつかの点において特殊である。戦後、日本は、企業支配・企業主義的労働組合運動・下請け請・自民党による企業優位の税財政体系の状況にあり福祉国家体制をとらなかつたため、「階級妥協」を強く迫られなかった。その結果、80年代まで資本蓄積の危機は訪れず、80年代後半にグローバリゼーションが本格化し日本経済が急落するまで、新自由主義の道に進まなかった。90年代から自民党によって開始された新自由主義であったがそれは漸進的なものであり、加速したのは2000年代初頭の小泉内閣においてであった。不況期における支出の抑制・民営化・大企業の優遇といった新自由主義的政策の強行により、景気は回復したものの「格差社会」が一気に顕在化した。こうした社会不安を背景に小泉純一郎の跡を継いだのが、新保守主義者の安倍晋三である（渡辺 2007: 298-326）。

一方で、新自由主義とフェミニズムの関係を批判的に考察したのがナンシー・フレイザーである。新自由主義とほぼ同時に広まった第二派フェミニズムは、ジェンダーの解放と参加型民主主義や社会的連帯の両方を実現する未来と、女性にも男性同様に個人的自立のための資源の分配や能力主義的達成を可能にする未来を指向する両義性をもっていた。今から振り返れば有利に働いたのは後者であり、結果的にフェミニズムは、不平等と搾取の正当化を供給する新自由主義の「侍女」となってしまった（Fraser 2013=2019: 16）。

フレイザーいわく、第二派フェミニズムが新自由主義と協働してしまったのは三点においてである。一点目は、女性の労働からの疎外へのフェミニズムによる批判と、安価で「フ

レキシブルな」労働力を確保したい新自由主義が共鳴したことだ。フェミニズムは、男性稼ぎ手モデルではなくふたり稼ぎ手モデルを公認したが、それは女性の労働環境の悪化や生活水準の低下を招いた。二点目は、ドメスティックバイオレンスや性的搾取、生殖／リプロダクションの抑圧といった、非経済的・個人的・文化的な性差別ばかりに注力したことで、政治経済の批判を弱めてしまったことである。三点目は、福祉国家へのパターナリズム批判が、福祉政策の削減と民営化を正当化してしまったことが挙げられる。ハーヴェイと同じくフレイザーもまた、国家による構造的努力が放棄された時にフェミニズム系 NGO が台頭し、国家の努力放棄を追認していると述べる (Fraser 2013=2019: 16-8)。

以上をまとめると、上野が述べたように、新自由主義と新保守主義、新自由主義とフェミニズムにはそれぞれ親和性があるものの、新保守主義とフェミニズムは対立の関係にある (上野 2013: 25)。本稿では、2000 年前後の日本で、新保守主義とフェミニズムの対立における性的マイノリティに関する言説や、新自由主義による性的マイノリティの権利推進言説を分析し、性的マイノリティの権利推進運動がどのように位置づけられるのか明らかにしたい。

### 3. 日本におけるフェミニズムと新保守主義の対立

#### (1) バックラッシュの起こり

まず、2000 年前後の日本におけるフェミニズムと保守主義の対立関係を確認したい。当時の新保守主義者によるフェミニズムへの反動運動、いわゆるバックラッシュに関して和田悠・井上恵美子による整理を参照する。1990 年代初頭、ジェンダー政策は大きく進められた。1991 年には、選択的夫婦別姓制度を検討する法制審議会が設置され、1992 年度の学習指導要領改訂では、小学校 5 年生の保健や理科の教科書に「月経・射精」といった性教育の内容が盛り込まれた。また、1990 年の国会にて、「慰安」所は民間業者が設置したものであり実態調査は不可能という答弁がなされたことに対し、1991 年、韓国の金学順が元「慰安婦」として名乗り出て、戦後 50 年が経って初めてその事実が当事者の口から語られた (和田・井上 2011: 31)。さらに 1992 年、吉見義明が、「慰安婦」制度に日本軍の関与があったという資料を防衛庁防衛研究所図書館から発見したという新聞報道がなされた (『朝日新聞』1992.1.11 朝刊)。

一方、宮崎哲弥によると、日本の保守運動は戦後、反共を主要な拠り所としてきたが、左翼運動や革新勢力が失墜するにつれ、その矛先は中韓・フェミニズム・マイノリティ運動などに向けられていった (『朝日新聞』2006.5.9 夕刊)。本稿では、後者の保守主義を新保守主義として考察の対象とする。

和田・井上によると、特に、1990 年代は、藤岡信勝や西尾幹二らによる「自由主義史観研究会」や「新しい歴史教科書をつくる会」を中心として、教科書改訂運動が大きな盛り上がりを見せていた。その中で、アジアの植民地支配に関する歴史教育並びに「慰安婦」問題に対する新保守主義者の主張は、日本人の「誇り」を取り戻すため、負の歴史を正当化するものであった。新保守主義者にとって、「慰安婦」問題は日本を貶めるものとして解釈されたが、金学順が名乗り出る前の 1990 年に来日講演した尹貞玉は、「慰安婦」問題が女性に対する人権侵害として告発され始めたという韓国の動向を紹介している。人権問題としての異

議申し立ては、ナショナリズムに関する問題として受け取られたのである。

「慰安婦」バッシング以前、『産経新聞』は選択的夫婦別姓について容認していたが、「日本を守る国民会議」が、「慰安婦」問題と選択的夫婦別姓制度反対の両者を課題とし運動を開始したことで、選択的夫婦別姓制度も主要な批判の対象となった（和田・井上 2011: 32-4）。特に、この二つの問題に焦点が当てられた理由として、次のような分析がなされている。

日本の伝統的な「家族」を崩壊させる夫婦別姓制度と日本の歴史を冒瀆する日本軍「慰安婦」問題とは、国家の歴史に唾する点で同列に扱われた。（和田・井上 2003: 34）

つまり、日本の伝統を守るという大義のもと、「慰安婦」問題と選択的夫婦別姓制度へのバッシングが進められたのである。

## （２）男女特性論とジェンダーフリー

フェミニズムバッシングの中でも、ジェンダーフリーを巡りフェミニズムと新保守主義の対立は激化した。その理由の一つとして、山口智美・荻上チキは、新保守主義者による歴史教科書改訂運動が失敗に終わり、ひと段落ついたところで、行政を中心に「男女共同参画」や「ジェンダーフリー」という言葉が広まり始め、そちらに関心が移ったことを挙げている（山口・荻上 2006: 23）。

1998年、選択的夫婦別姓制度に反対していた新保守主義の議員も含め、男女共同参画社会基本法が衆参ともに全会一致で成立した。しかし、その後徐々に、男女共同参画も新保守主義者からの攻撃の対象となっていく。その際に大きな役割を果たしたのが、日本会議や山口県に本部を置く保守系新聞社『日本時事評論』である（山口・荻上 2006: 19-20）。

伊藤公雄によると、男女共同参画社会基本法は、女性運動側からも新保守主義者からも批判されたという。両者が共通して問題視したのは、「男女共同参画」という言葉であり、「男女平等」への変更が求められた。ただし、ここで「男女平等」の意味は両者で大きく異なる。女性運動側は、「男女平等」を、性差別をなくすという意味で用い、「男女共同参画」といったわかりにくい行政用語ではなく、それまで女性運動が目標としてきた「男女平等」の明記を主張した。一方で、新保守主義者は、男女特性論に基づいた「男女平等」を支持した。男女特性論とは、男女の違いを考慮して「男らしさ」「女らしさ」を大切にし、男女が支え合うのを理想とする考え方である（伊藤 2009: 113-4）。

ここから、新保守主義者には個人が男女の枠組に還元されて理解されていたことが分かる。さらに、全ての個人にジェンダー規範に則った役割を担うことが求められている。ゆえに「母親」役割を全うする限りにおいては、女性に「自由」あるいは「平等」が認められるものの、「母親」役割を引き受けなくても良い女性が現れることは、決して認められなかったのだろう。新保守主義者は、男女特性論に基づいた「男女平等」を唱え「男女共同参画」に反対した。

加えて、「男女共同参画」は「ジェンダーフリー」として解釈され批判された（伊藤 2009: 114）。ここで、「ジェンダーフリー」を巡る、新保守主義者とフェミニストの理解の違いを端的に述べたい。新保守主義者は「ジェンダーフリー」を「ジェンダーレス」という意味で解釈したが、フェミニストたちの多くは「ジェンダーバイアスからのフリー」という意味で用いていた。

### (3) ジェンダーフリーバッシング

山口・荻上によると、ジェンダーフリーが初めて登場するのは、1995年に発行された東京女性財団のハンドブック『Gender Free 若い世代の教師のために——あなたのクラスはジェンダーフリー?』においてである。このハンドブックは、「女らしさ」や「男らしさ」に教師が囚われていないか、チェックシート形式で質問するものとなっている（山口・荻上 2012: 2）。丹波雅代のように、こういったハンドブックやリーフレットが、人々の意識の古さを「時代遅れ」として物笑いにしていることに対し、批判の声をあげた者もいた（丹波 2006: 149）。しかし、多数は、その分かりやすさや使いやすさといったメリットを認め、教育現場を中心に広く流通した。それ以降のジェンダーフリーの使用の流れを、山口・荻上は以下のようにまとめている。

1995年に誕生したジェンダーフリーという言葉は、2000年代初頭にかけて、教育分野などを中心に一部フェミニストたちの議論の中で活用されていく。また、98年、男女共同参画社会基本法が満場一致で可決され、99年に施行された。こうした動きを受け、00年代の初め頃から、保守論壇において、男女共同参画やジェンダーフリー叩きの動きが顕在化し、広まっていった。（山口・荻上 2012: 19）

以下、山口・荻上による一連の流れのまとめを確認したい。具体的には、1998年、『日本時事評論』という山口県の地方紙が、ジェンダーフリー批判の流れに先鞭をつけた。同紙は、日教組批判の一環として、男女混合名簿を取り上げ、トイレや更衣室、健康診断を男女一緒にするのかと疑問を呈した。ほかに、日本会議の機関紙である『日本の息吹』といったミニコミや『世界日報』、『産経新聞』などの保守系メディアが続いた。

政界においては、1998年東京都議会の文教委員会にて、古賀俊昭都議が、都の取り組みが、ジェンダーフリーという「過激な」フェミニズムの思想によって進められていると、批判している。1999年には、石原都知事の教育政策を支援する目的で、藤岡信勝らによって「東京都教育再興ネットワーク」が設立され、男女特性論に基づいた男女観の確立や、ジェンダーフリー論の排除を目指した。そして2000年、東京都の男女平等参画条例に「(男女は) 互いの違いを認めつつ」という文言が入り、ジェンダーフリーを考案した東京女性財団廃止の発表がなされた。また、2001年には、山口県宇部市議会において、新保守主義者の広重市郎議員が、ジェンダーフリー批判を始め、他の地方議会にも広がっていった。

中央政界においては、2002年国会にて、山谷えり子衆議院議員が、日本女性学習財団発行の『新子育て支援——未来を育てる基本のき』を批判した。同年には、衆議院文部科学委員会にて、厚労省管轄の財団法人母子衛生研究会が作成した、中学生向けの性教育冊子である『思春期のためのラブ&ボディ Book』を取り上げ、回収させるまでに至った。これらの批判において、ジェンダーフリーや「過激な性教育」といった言説を用い、2004年には、福田男女共同参画担当大臣から、ジェンダーフリーという用語を使用しないという答弁を引き出した（山口・荻上 2012: 19-25）。

2005年には、自党内に「過激な性教育・ジェンダーフリー教育実態調査プロジェクトチーム」が結成された。その座長には安倍晋三が、立ち上げ時の事務局長には山谷えり子、その後には萩生田光一が就いている（若桑 2006: 97）。

#### 4. バックラッシュの中で性的マイノリティは

##### （1）トランスフォビアとホモフォビア

バックラッシュにおいて忘れてならないのは、新保守主義者が、フェミニズムを批判する際、性的マイノリティに対する差別的発言を用いていたことである。それは、トランスフォビアとホモフォビアに大別できる。トランスフォビックな言説として「フェミニズムは人間の中性化を目指している」や「雌雄同体のカタツムリを理想化している」（山口・荻上 2012: 33）といったものがある。フェミニズムへの批判の中で、中性、トランスセクシュアル、トランスジェンダーといった性のあり方は忌むべきものとして表象されていたことが分かる。

ホモフォビックな言説として、「(ジェンダーフリー／フェミニズムは) 同性愛も当たり前としています」といったものがある。このフレーズが掲載されているのは、『日本時事評論社』が作成した、「ジェンダーフリー社会」というチラシである。そこでは、ジェンダーフリーとは、男女の性別を排除する考えであり、伝統文化や社会制度を破壊するものとして説明されている（山口 2012: 123）。

特に、ホモフォビアが顕著だったのは、2004年に宮崎県都市で成立した「男女共同参画社会づくり条例」への批判であった。同条例は、「性別又は性的指向」という言葉により、性的マイノリティの権利を明文化した全国初のものであった。斉藤正美・山口智美の聞き取り調査によると、この条例は、当事者含む、地域市民や職員、市長らの尽力により成立した（斉藤・山口 2012: 157-62）。

しかし、成立前から、全国で反対の声があがっていた。『産経新聞』は、制定を進めた側の意見と並列させ、「同性愛者が押しかけ、同性愛天国になったらどうするのか」といった地元の新保守系市民団体代表の発言や、「同性愛者は『例外』なのに、同列にしているのは問題」という、八木秀次の意見を掲載している（『産経新聞』2003.12.22 朝刊）。『世界日報』の山本彰は、「同性愛解放区」というフレーズを用いて集中的に批判を始めた（山本 2003）。ほかにも地元の新保守系市民団体は、条例反対のチラシの中で、「ホモ・レズ・両性愛を擁護」する条例の背後には、「左翼的フェミニズム」や「ジェンダーフリー教育」が潜んでおり、伝統文化を「抹殺」と主張していた（斉藤・山口 2012）。こういった反対運動は一定の影響力をもち、制定から二年後の2006年に、「性別又は性的指向にかかわらず」という文言が削除された新条例が成立した。

##### （2）フェミニストたちの鈍い反応

斉藤・山口は、フェミニスト側が、こういったトランスフォビアやホモフォビアに大きな関心を寄せていなかったと指摘している。トランスフォビアやホモフォビアの根底には、性別二元論や異性愛中心主義が存在するが、バックラッシュに対する反論やフェミニストのインタビュー記事などで、性別二元論や異性愛中心主義の検討が十分になされたとは言えなかった。こういった問題意識を背景に、クィア系フェミニストが中心となって、2007年日本女性学会大会にて、「フェミニズムをクィアする」という企画が提案されたが、最終的に「バックラッシュをクィアする」へとタイトルが変更されたこともある（斉藤・山口 2012: 199）。

フェミニストによる、トランスフォビアの看過は他の事例からも指摘できる。2005年、国分寺市が、東京都の委託事業である「人権に関する講座」に、上野千鶴子を呼ぼうとした

ところ、都教育委員会が「ジェンダーフリー」という用語を使うかもしれないという理由により、講座を中止した（『朝日新聞』2006.10.21 朝刊）。それに対し、市民だけでなくジェンダー研究者たちも抗議文を送ったが、ここでは、ジェンダーは『男らしさ』や『女らしさ』を『否定』し、人間を『中性化』するものではないと断じてない（若桑ほか 2006: 306）ことや、ジェンダーバイアスを外から押し付けてはならないことのみが述べられている。フェミニズムが人間の「中性化」を目指すものではないと否定することは、バックラッシュ言説の根底にある性別二元論の看過であり、男女どちらでもないという性自認の人々を排除しうる。

また、掛札悠子は、一部のフェミニストが、レズビアンを、「男嫌い」や、ヘテロセクシズムへのカウンター・イデオロギーの実践としてみなしていることに抗議している（掛札 1992: 33）。フェミニズムの中に、同性愛に対する無理解が存在していたのも事実だろう。

以上、新保守主義者が、ジェンダーフリーバッシングの中で、性的マイノリティに対する差別的言説を用いている事例を確認した。それに対し、フェミニスト側も、性別二元論や異性愛中心主義を積極的に問いなおすことはせず、結果的に、トランスフォビアやホモフォビアは座視された。さらに、フェミニズム内部には、同性愛に対する無理解も存在した。こういったフェミニストの姿勢は、フェミニズムと、性的マイノリティの運動の連帯を困難にさせた一因として考えられる。

2000 年前後、フェミニズムと新保守主義の対立がジェンダーフリーを巡って激化していた一方で、日本社会は大きな波に飲み込まれていた。それは、新自由主義である。バックラッシュにおいて、新保守主義者からもフェミニストからも「蚊帳の外」に置かれた性的マイノリティは、新自由主義の波の中でその存在を一部承認されることとなる。

## 5. 新自由主義の台頭—「東京都人権指針」の分析—

新自由主義体制において、性的マイノリティの一部の権利擁護が試みられた事象を考察する。都城市の「男女共同参画社会づくり条例」では、当事者の声を聞いた元市長が「人権に例外はありません。そういう方達（性的少数者）も私が守るべき市民です」と言って、積極的に性的マイノリティの権利擁護を明文化した（斉藤・山口 2012: 165）。同時期、東京都でも「人権施策推進指針」に、同性愛や性的指向といった文言を含める動きがあった。都城市と異なるのは、権利推進側が繰り返し経済や国際競争力の向上に繋がるという発言をしていた点である。

### （1）「東京都人権指針」作成の背景

2000 年前後に、「東京都人権指針」に性的マイノリティの権利を含む議論がなされるまでの背景を簡潔に述べる。国連は、1994 年からの 10 年間に「人権教育のための国連 10 年」に指定し、これに対応して、日本政府が「国連 10 年」国内行動計画によって、地方自治体に旧来の人権施策の見直しを指示した。さらに、スウェーデンやデンマークなどを筆頭に、諸外国では、性的指向を人権に含める動きがあった。また、国内では、1991 年に「府中青年の家」裁判、1992 年に「東京国際レズビアン&ゲイ映画祭」、1994 年に「東京レズビアン・ゲイ・パレード」が開始され、当事者運動を中心に、権利獲得の機運が高まっていた。

1998 年 11 月、青島幸男都知事は定例都議会で「東京都の行政内部で『人権施策推進指針』を策定する」と表明した。同月には人権施策推進本部が設置され、民間当事者団体との連携

体制が徐々に整えられた。1999年2月には、専門的な提言を得ることを目的とし、「人権施策推進のあり方専門懇談会」（以下、専門懇談会と表記）が招集された。専門懇談会は、学習院大学法学部長の戸松秀典を座長とし、学者、弁護士、マスメディア関係者ら13人から構成された。専門懇談会は、10回以上の会議や5回の当事者団体からのヒアリングを行い、1年以上をかけ、人権指針策定のための提言を作成した。

NPO法人動くゲイとレズビアンの会（2000a）によると、1999年8月に、プライドグループ、Intersex Collaborated を合わせた三つの性的マイノリティ当事者団体からのヒアリングが実施されたという。そして1999年12月、専門懇談会は「性的マイノリティー等（同性愛者、性同一性障害の当事者や自己の性別に不快感を伴う人々及びインターセックスを含む）」の人権を含む「東京都の今後の人権施策のあり方について——人権施策推進のあり方専門懇談会提言」（以下、提言と表記）をまとめた。このことを、毎日新聞は、「人権対策事業、同性愛者にも——専門懇が都へ提言」という見出しにより報道している（『毎日新聞』1999.12.25朝刊）。

## （2）「東京都人権指針」提言と骨子

提言の特徴を簡潔にまとめたい。全体として、包括的な人権擁護の内容となっている。権力による判断に恣意性が生まれることを回避するという目的を明言したうえで、人権の定義を行政が下さないと述べている。また、行政だけでなく民間団体や企業との連携方法までを構想しており、具体性をもつ。一方で、東京都の基本姿勢として、「個人の自発的活動を支援——プライベート・イニシアティブの意義」を掲げている。以下、その内容を引用する。

人権施策の目標は、人権侵害を受け、あるいは受ける可能性のある個人の力を強化することである。……人権侵害を受け、あるいは受ける可能性のある個人から、現状を変えていこうというイニシアティブ、すなわち、プライベート・イニシアティブ（Private Initiative）を引き出し、それを強めるのが行政の役割であるといっよ。人権施策においては、個人の自発的活動を支援することを基本的考え方の一つにおくことが重要である。（東京都総務局人権部 2001: 9）

つまり、人権侵害を受ける側の個人が、自発的に行動することを求め、行政はあくまで、それをサポートする立場であると表明している。このように、行政の介入を減らし個人の自立により問題を解決させようとする姿勢は、行政の負担を減らすという点において新自由主義的性格をもつと言えるだろう。人権侵害の解決を個人に求めることで、不均衡な社会的構造を基盤とした差別的状況が改善されるのかは、疑わしい。

2000年1月、提言は東京都に提出された。2000年6月、行政は提言を基に、「人権施策推進のための指針骨子」（以下、骨子と表記）を発表した。骨子からは、「同性愛」や「性的マイノリティー」といった文言が削除されており、「性同一性障害のある人々」が「その他の人権問題」として掲載されている。その経緯について、朝日新聞の記事を引用したい。

都によると、担当者が作った骨子原案では同性愛者も対象に含めていたが、庁内で意見を集約する際に反対論が続出した。「好みや趣味で同性愛を選ぶ人もいる。人種や性別など『生まれ』による差別と違うのでは」「人権概念として未成熟。都民に理解され

ない」などで、石原慎太郎知事も慎重意見だったという。（『朝日新聞』2000.7.17 夕刊）

このように、同性愛に対する誤解や偏見、人権問題としての認識不足により、骨子から削除された。また、「同性愛」や「性的マイノリティー」の削除のほか、提言と骨子には、いくつか相違点がみられる。ここでは、二点指摘したい。

一点目は、「過剰な」権利の主張を諷める内容が強調されていることである。石原都知事による「人権施策推進のための指針骨子の発表にあたって」という冒頭の文章にて、以下のように述べられている。

自分の権利だけを主張することなどが問題となっています。個人が主張する人権が、基本的人権のあるべき姿から乖離している場合もあります。（東京都総務局人権部企画課 2000）

個別の人権が対立する場合については、提言においても言及されている。しかし、提言においては行政が固定した価値を貫くのではなく、多元的価値の存在に立脚した姿勢をとることと、前述したように、人権の定義を行政側が下すべきではないと明記されていた。このように、提言は行政に対する戒めである。しかし、骨子では人権尊重を求める側への戒めとなった。

二点目は、NPO との協働が強調されていることである。提言で「NPO」の文言が登場するのは1回であるのに対し、骨子では35回用いられている。具体的には、「NPO 等との協働」という項目で以下のように述べている。

行政にはないノウハウや機動力などを持つ NPO 等の特性を生かし、多様な手法によって人権侵害の解決が図られるようにする。そのために、NPO 等が行っている専門相談への支援を行うとともに、民間相談・保護機関との連携を強化する。（東京都総務局人権部企画課 2000: 15）

提言の段階において既に、人権救済を個人の責任に帰すような文言はあったものの、骨子においては、行政の役割をさらに縮小させていることが分かる。その代わりに、行政の負担を肩代わりするような NPO や NGO の活発化が期待されており、新自由主義において NGO や NPO といった、善意の市民による活動が盛んになるというハーヴェイの論に沿っていると言える。

## 6. 同性愛権利推進言説の分析・考察

骨子が発表された直後から、特に「同性愛」や「性的マイノリティー」の削除に関して、都議、人権団体、同性愛者の当事者団体などから批判が相次いだ。都議会総務委員会では、公明・民主・共産の各党が骨子について質問し、同性愛者はじめ当事者の声が反映されていないことが問題視された。また、性的マイノリティの当事者団体だけでなく、日本婦人会議東京都本部、アイヌウタリ連絡会、在日コリアン人権協会など様々な人権団体を合わせ 11

団体から「人権施策推進のための指針策定にあたっての要望書」が都知事あてに共同で提出された。

ほかにも、当事者団体の NPO 法人動くゲイとレズビアンのは「同性愛者の人権の公的認知に関する要請」を単独でも提出した。NPO 法人動くゲイとレズビアンのは、個人の性的指向は社会的・文化的・生物学的な諸要因によって決定されていることや、同性愛者が学校や職場で差別に遭い、暴力・殺人の対象となっていることを述べ、人権擁護の必要性を主張している。本節において特筆すべきは、同性愛者の人権擁護が、東京都の国際的な存在感を高めることを示唆している点である。

アジア諸都市における東京の活力や国際競争力の低下が取りざたされていますが、同性愛者の人権擁護を、東京が率先して掲げることは、人権を尊重する都市としての東京を世界に大きくアピールすることにつながり、東京を国際的に開かれた都市にしていくなかでたいへん重要であるといえます。（NPO 法人動くゲイとレズビアンのは 2000b）

このように、当事者から、「東京の活力」や「国際競争力」と、同性愛者の人権擁護を結び付けて語る言説がみられる。同性愛者の人権を認めることは、東京の存在感を高めることに繋がるという論理は、暗に、国際都市東京に同性愛者が貢献できるということを想定しており、ホモナショナリズムに親和的である。

ホモナショナリズムは、ジャスビル・プアが提唱した概念であり、同性愛者の権利推進がナショナリズムに回収される現象を指している。特に、同性愛の「保護」が他国の攻撃の口実とされることや、ステレオタイプによって性的マイノリティに抑圧的だと思われる文化への偏見・差別が助長されることが問題視される（Puar 2007: 2）。

さらに、専門懇談会委員の一人は、「同性愛」の文言が削除されたことに遺憾の意を示しつつ、次のように述べている。

首都東京として人権面でも国際的な水準が要求されるのに、才能豊かなマイノリティーの人たちに働きにくい都市だと敬遠されると経済的にも悪影響が出る（『朝日新聞』2000.7.17 夕刊）

この専門懇談会委員の発言には注目すべき点がある。一点目として、人権に関する「国際的な水準」を基準に「進んだ」地域と「遅れた」地域が暗に想定されており、ホモナショナリズムに通じると言える。

二点目として、同性愛者が「才能豊かなマイノリティー」として言及され、経済的な影響力と結び付けられていることが挙げられる。このように経済に貢献し得る性的マイノリティが率先して承認される政治を、リサ・ドゥガンは「新しいホモノーマティビティ」と呼んだ。新自由主義体制にて起こった「新しいホモノーマティビティ」は、他の社会運動と切断され、政治の目標をより狭いものへと定める。具体的には、結婚という私的な領域での平等、「自由」市場への参加、そして、愛国主義者としての認定が目指されるのである（Duggan 2003: 50）。

ドゥガンはアメリカにおける「新しいホモノーマティビティ」を分析したが、2000 年前

後の日本においても、その萌芽は観察された。つまり、新自由主義体制のもと、限定された自由あるいは承認を求める代わりに、体制や構造批判を弱めた「新しいホモノーマティビティ」の萌芽である。新自由主義において個人は自らの能力や才能を伸ばし、経済的な成功を目指すよう水路づけられる。それは権利の推進が目指される性的マイノリティにおいても例外ではない。日本において、初めて条例に性的マイノリティの権利を入れるか入れないかという議論が始まった際に、その権利は新自由主義に親和的な言説によって推進されていたのだ。

## 7. おわりに

最後に、2000 年前後の日本における新自由主義、新保守主義、フェミニズムと、性的マイノリティの権利推進運動の関係をまとめたい。

新自由主義と新保守主義、または、新自由主義とフェミニズムは親和性が高かった。一方で、日本においても 2000 年前後にバックラッシュが起こったように、新保守主義とフェミニズムは対立的である。バックラッシュにおいて、新保守主義者はフェミニズムへの批判として性的マイノリティに差別的な言説を用いた。一方で、フェミニストもそれを看過したことで、性的マイノリティの運動はどちらとも接続されなかった。

その一方で同時期に、性的マイノリティの権利がホモナショナリズムならびに新自由主義に親和的な言説によって推進され始めたことを確認した。初めて、条例にて性的マイノリティの権利が明文化されようとした 2000 年前後、性的マイノリティの権利推進は、フェミニズムと断絶し、ホモナショナリズムと新自由主義に近い位置にあった。「新しいホモノーマティビティ」の萌芽が存在したと言える。以上の関係について、図 1 にて図示した。

しかし、フレイザーが新自由主義と協働した第二派フェミニズムの反省を語ったように、新自由主義に親和的な性的マイノリティの権利推進運動を手放しで称賛することはできないだろう。経済あるいは国家への貢献が強調され性的マイノリティの権利が推進されるのは、結局のところ「条件付きの承認」でしかなく、むしろその陰で新たな排除・序列化が進んでいないか慎重になる必要がある。

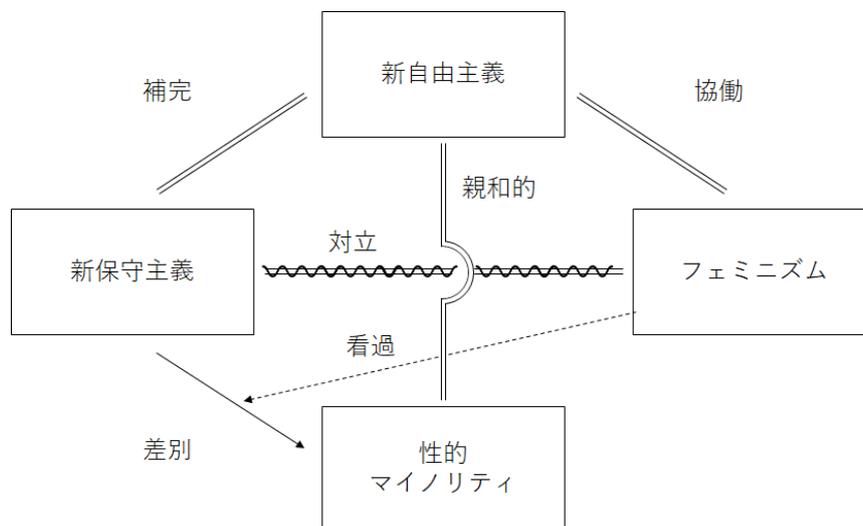


図 1 性的マイノリティを巡るポリティクス

[注]

本稿は、早稲田大学文学部社会学コースに提出した 2019 年度卒業論文「LGBT ムーブメント内の『多様性』——保守政治はなぜ LGBT に『寛容』になれるのか」（郭 2019）の一部を再構成したものである。

## 参考文献

- Duggan, Lisa, 2003, *The Twilight of Equality?: Neoliberalism, Cultural Politics, and the Attack on Democracy*, Boston: Beacon Press.
- Fraser, Nancy, 2013, *How Feminism Became Capitalism's Handmaiden - and How to Reclaim It*, The Guardian, October 14, 2013. (菊地夏野訳, 2019, 「フェミニズムはどうして資本主義の侍女となってしまったのか——そしてどのように再生できるか」早稲田文学会, 15-8.)
- Harvey, David, 2005, *A Brief History of Neoliberalism*, Oxford: Oxford University Press. (森田成也・木下ちがや・大屋定晴・中村好孝訳, 2007, 『新自由主義——その歴史的展開と現在』作品社.)
- 伊藤公雄, 2009, 『「男女共同参画」が問いかけるもの——現代日本社会とジェンダー・ポリティクス』インパクト出版会.
- 掛札悠子, 1992, 『「レズビアン」である, ということ』河出書房新社.
- 郭水林, 2019, 『LGBT ムーブメント内の「多様性」——保守政治はなぜ LGBT に「寛容」になれるのか』早稲田大学文学部社会学コース 2019 年度卒業論文.
- 河口和也, 2013, 「ネオリベラリズム体制とクィア的主体——可視化に伴う矛盾」『広島大修論集』54(1): 151-69.
- マサキトセ, 2015, 「排除と忘却に支えられたグロテスクな世間体政治としての米国主流『LGBT 運動』と同性婚推進運動の欺瞞（特集 LGBT——日本と世界のリアル）」『現代思想』43(16): 75-85.
- NPO 法人動くゲイとレズビアンの会, 2000a, 「東京都『人権施策推進のための指針』骨子に対するパブリック・コメント送付のお願い」, (2019 年 12 月 1 日取得, <http://www.arsvi.com/o/o05.htm>).
- , 2000b, 「同性愛者の人権の公的認知に関する要請」部落解放同盟東京都連合会『東京都人権指針に関する資料室』, (2020 年 1 月 18 日取得, [http://blitokyo.net/siryou/jinken\\_sisin/js10032.html](http://blitokyo.net/siryou/jinken_sisin/js10032.html)).
- Puar, Jasbir K., 2017, *Terrorist Assemblages: Homonationalism in Queer Times*, Durham and London: Duke University Press.
- 斉藤正美・山口智美, 2012, 「『性的指向』をめぐって」山口智美・斉藤正美・荻上チキ『社会運動の戸惑い——フェミニズムの『失われた時代』と草の根保守運動』勁草書房, 147-200.
- 丹波雅代, 2006, 「言葉を力に——市民と行政と学界のはざままで」若桑みどり・加藤秀一・皆川満寿美・赤石千衣子編『「ジェンダー」の危機を超える!——徹底討論!バックラッシュ』青弓社, 137-54.
- 東京都総務局人権部, 2001, 「人権施策推進のあり方専門懇談会提言」『明るい社会をめざして——同和問題の解決のために——資料編増補版』3-27.
- 東京都総務局人権部企画課, 2000, 『人権施策推進のための指針<骨子>』.

- 上野千鶴子, 2013, 『女たちのサバイバル作戦』 文藝春秋.
- 和田悠・井上恵美子, 2011, 「1990 年代後半～2000 年代におけるジェンダーバックラッシュの経過とその意味」『フェリス女学院大学文学部多文化・共生コミュニケーション論叢』(6): 29-42.
- 若桑みどり, 2006, 「バックラッシュの流れ——なぜ『ジェンダー』が狙われるのか」若桑みどり・加藤秀一・皆川満寿美・赤石千衣子編『「ジェンダー」の危機を超える！——徹底討論！バックラッシュ』 青弓社, 83-123.
- 若桑みどり・米田佐代子・井上輝子・細谷実・加藤秀一, 2006, 「抗議文——上野千鶴子東大教授の国分寺市『人権に関する講座』講師の拒否について, これを『言論・思想・学問の自由』への重大な侵害として抗議する」若桑みどり・加藤秀一・皆川満寿美・赤石千衣子編『「ジェンダー」の危機を超える！——徹底討論！バックラッシュ』 青弓社, 304-7.
- 渡辺治, 2007, 「日本の新自由主義——ハーヴェイ『新自由主義』に寄せて」『新自由主義——その歴史的展開と現在』 作品社.
- 山口智美, 2012, 「千葉県に男女共同参画条例がない理由——条例制定運動の失敗と保守の分裂」山口智美・斉藤正美・荻上チキ『社会運動の戸惑い——フェミニズムの「失われた時代」と草の根保守運動』 勁草書房: 107-46.
- 山口智美・荻上チキ, 2012, 「『ジェンダーフリー』をめぐる対立」山口智美・斉藤正美・荻上チキ『社会運動の戸惑い——フェミニズムの「失われた時代」と草の根保守運動』 勁草書房, 1-47.
- 山本彰, 2003, 「“同性愛解放区” に向かう都城市 (上)」『世界日報』 2003 年 8 月 30 日.